

# 掲示事項（通所リハビリテーション相当サービス）通所リハビリテーション

2023/11/1 現在

## 運営規程の概要

フリガナ	ツウショリハビリテーションズミエノサト							サービスの種類	(通所リハビリテーション相当サービス)通所リハビリテーション
事業所名	通所リハビリテーション 純恵の郷							事業所番号	1250180257
所在地	〒260-0814 千葉県千葉市中央区南生実町590-1							フリガナ	トクヒサ タケシ
								管理者	徳久 剛史
電話番号	043-305-0210							FAX番号	043-261-7555
営業日	日	月	火	水	木	金	土	その他年間の休日	1月1日、2日
	○	○	○	○	○	○	○		
営業時間	平日 土曜 祝日			8:00~17:00				備考	サービス提供時間 9:30~15:45
利用料	法定代理受領分			厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)					
	法定代理受領分以外			厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)					
その他の費用	食費700円、おむつ代実費								
通常の事業の実施地域	千葉市中央区、緑区、市原市の一部								
	備考								

## 従業者の勤務体制

職種	通所リハビリテーション (予防含む)		職務	備考 (兼務等の状況)
	専従	兼務		
管理者			施設、職員及び業務の管理	
施設長(医師)		1名	利用者の健康管理	医師兼務
看護職員		1名	利用者の看護	
会議職員	3名		利用者の介護	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1名		機能回復訓練の実施	
管理栄養士		1名	利用者の栄養管理	

## 秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、負担割合に応じた自己負担額です。

《通所リハビリテーション》…通常規模(所要時間6時間以上7時間未満の場合)の場合の例

・基本部分

要介護度	利用者負担金		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	774 円	1,548 円	2,323 円
要介護2	920 円	1,841 円	2,761 円
要介護3	1,062 円	2,124 円	3,187 円
要介護4	1,231 円	2,462 円	3,694 円
要介護5	1,397 円	2,794 円	4,191 円

・加算及び減算

加算	利用者負担金		
	1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算	44 円	87 円	130 円
リハビリテーション提供体制加算	26 円	52 円	78 円
短期集中個別マネジメント実施加算	120 円	239 円	358 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	20 円	39 円	59 円
送迎減算	-51 円	-102 円	-153 円

(※)延長加算を取得した他にさらに延長料金を徴収する場合は、当該利用料の徴収についての記載が必要。

《通所リハビリテーション相当サービス》

・基本部分(1月につき)

要介護度	利用者負担金		
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2,456 円	4,912 円	7,368 円
要支援2	4,578 円	9,157 円	13,736 円

・加算及び減算(1月につき)

加算	利用者負担金		
	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援1)	77 円	155 円	233 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援2)	155 円	311 円	467 円

《通所リハビリテーション及び通所リハビリテーション相当サービス共通》

加算	利用者負担金		
	1割負担	2割負担	3割負担
退院時共同指導加算	650 円	1,300 円	1,949 円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険請求額の8.3%/月		

### 事故発生時の対応

- 当事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市区町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

### 緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

### 苦情処理の体制

……別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

# サービスに関する苦情・相談の窓口

## (1) 入所・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション

窓 口	田崎 真司
電話番号	043-305-0210
FAX番号	043-261-7555

## (2) 公的機関

当事業所以外に、区市町村の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

- ①相談窓口 千葉市役所 高齢者福祉課  
(千葉市中央区千葉港1番1号)
- |       |              |
|-------|--------------|
| 電話番号  | 043-245-5256 |
| FAX番号 | 043-245-5621 |
| 受付時間  | 9:00~17:00   |
- ②相談窓口 市原市役所 高齢者支援課  
(市原市国分寺台中央1丁目1番地1 市役所2階)
- |       |              |
|-------|--------------|
| 電話番号  | 0436-23-9873 |
| FAX番号 | 0436-24-7135 |
| 受付時間  | 8:30~17:15   |
- ③相談窓口 千葉県国民健康保険団体連合会業務第二部  
介護保険課 苦情処理係  
(千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3)
- |      |              |
|------|--------------|
| 電話番号 | 043-254-7428 |
| 受付時間 | 9:00~17:00   |

## (3) 苦情解決第三者委員

所在地	新潟県中魚沼郡津南町大字上郷寺石丙299
電 話	090-1687-5513 涌井 博行

所在地	新潟県十日町市妻有町東1丁目4-2
電 話	090-1687-5521 宮入 浩